学校の「財布」扱い 各地で

PTAのお金が学校の「第[illegible]財布」のようにみなされる不適切な取扱いが各地のPTAでおきている。

23年に初めて小学校のPTA委員になった兵庫県町の会員男性(40)は年度の計算書を確認したところ、使途が不明な1万円の会費が「育振費」という名目で学校に渡されていたことを知った。PTAの会費は学校を通して、学校側で保管するものだ。

草の部の部費は、教育機望遠鏡を確保するため、学校に3万円を領収書で購入したとされる。町は、年度末に3万円、税の申告を、PTAの物品購入費として学校から購入されていたことが判明した。

本年度から受けるPTAのおかしなことを、学校を通して、他の学校でも、PTAの会費などが使われていたことを受け、学校の関係者が「[illegible]律や内規に則ってPTAの会費は、学校の経費で支払うべきだ。学校が学校の部費について、公立の学校は、PTA本部から「自宅で洗うか、コインランドリーで洗うかご自身の判断でお願いします」と説明されたため、各家庭の自腹だと思っていたという。

さいたま市によると、学校のカーテンを洗濯するために使える予算は「役務費」の一部として計上され、各校に配分されている。ただ、額は限られ、プール清掃やピアノの調律、窓や床の清掃などにかかる費用もこの予算から支出する。予算内でカーテンの洗濯をする場合は原則、市がリスト化した名簿に登録してあるクリーニング業者に学校が依頼して請求書をもらう。

保護者によるクリーニングは、あくまでPTAの善意による活動として「予算外」の扱いになっているとみられ、立て替えた領収書があっても出金することはできない。女性は言う。「保護者の『善意』で成り立つ仕組みはおかしい」

続きを取らなければならない[illegible]

さいたま市の女性(44)は、PTAの広報委員だった一昨年の夏、市立小学校の理科室のカーテンを洗濯した。

この学校では、年度初めの保護者懇談会でカーテンの洗濯係を決めていた。この年はコロナ禍で保護者が集まる機会がなく、PTAの委員が洗濯を担当することになった。女性はカーテン約8枚を近くのコインランドリーで洗った。ただ、コインランドリーで支払った約600円は、どこにも請求していない。PT

「地方財政法」 27条の4

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。